

環境電磁工学研究専門委員会における若手優秀賞・若手奨励賞の選奨規程

環境電磁工学研究専門委員会
平成 22 年 2 月 1 日制定

環境電磁工学研究専門委員会における「若手優秀賞」「若手奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本会定款第 6 条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、優秀な発表を行った若手研究者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「若手優秀賞」「若手奨励賞」と称する。
- (3) 若手優秀賞・若手奨励賞を選定するため、環境電磁工学研究専門委員会に若手優秀賞・若手奨励賞選奨委員会を設置する。
- (4) 委員長を 1 名、幹事 1 名、委員若干名とする。
- (5) 若手優秀賞・若手奨励賞を受ける者は、環境電磁工学研究会若手研究者発表会において優秀な論文を発表した者で、つぎの各号の全てに該当する者から選定する。
 - イ. 選定の時期において本会会員であること（選定の時期とは、当該発表会終了時とする）。
 - ロ. 当該発表会が開催される年の 12 月 31 日において 33 歳未満であること。
 - ハ. 当該発表会の講演者として登録かつ講演を行った者であること。
 - ニ. 過去に本若手優秀賞を受けたことのない者であること。
- (6) 若手優秀賞の授賞候補者は、3 件程度とし、若手奨励賞の受賞候補者以外の者とする。
- (7) 若手奨励賞の授賞候補者は、若手優秀賞の受賞候補者以外の者とし、件数に制限は設けない。
- (8) 若手優秀賞・若手奨励賞の選定の資格者は環境電磁工学研究専門委員会構成員とする。
- (9) 若手優秀賞は、賞状（ホルダを含む）及び副賞とする。副賞は授賞 1 件につき図書カード 5,000 円分とする。
- (10) 若手奨励賞は、賞状とする。
- (11) 授賞候補者は環境電磁工学研究専門委員会に報告し、承認を得る。

付則

本規程の改訂は、環境電磁工学研究専門委員会の承認を得るものとする。
本規程は、環境電磁工学研究専門委員会の Web で公開する。